

第 2 2 回高岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 8 年 2 月 9 日（月） 午後 1 時 28 分から 1 時 54 分

2 開催場所 高岡市役所 803 会議室

3 委員定数 19 人

4 出席委員数（17 人）

1 番	篠原	誠一郎	2 番	山本	誠
3 番	石黒	昇	4 番	杉山	逸郎
5 番	荒木	正昭	6 番	寺嶋	哲
8 番	山崎	明夫	9 番	山田	元徳
1 0 番	野原	弘美	1 1 番	向井	正弘
1 2 番	村上	委千子	1 4 番	川渕	順正
1 5 番	常木	準	1 6 番	矢後	暁二
1 7 番	浦野	智稔	1 8 番	福田	達夫
1 9 番	北川	浩一			

5 欠席委員 7 番 石王 純子 1 3 番 山田 正

6 議事日程

議案第 4 号 高岡市農地参考賃借料について
議案第 5 号 高岡市農作業参考料金について
議案第 6 号 農地の権利移動について [農地法第 3 条許可申請]
議案第 7 号 権利移動を伴う農地転用について [農地法第 5 条許可申請]
報告第 5 号 市街化区域内の農地転用について [農地法第 4 条届出]
報告第 6 号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用について [農地法第 5 条届出]
報告第 7 号 農地の賃貸借の合意解約について [農地法第 18 条通知]
報告第 8 号 高岡市農用地利用集積等促進計画（中間管理事業に係る県公告分）について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	須田 稔彦
係長	堀 泰平
主任	小林 唯

議

事

議 長

これより、第 22 回高岡市農業委員会総会を開会いたします。

総会開会にあたり、委員定数及び出席者数を報告いたします。委員定数は 19 名、現在の出席委員は 17 名であります。過半数の委員が出席しておりますので、総会が適法に成立していることを報告いたします。

次に、高岡市農業委員会総会会議規則第 8 条の規定により、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員に、14 番 川淵委員、15 番 常木委員を指名します。

議 長

それでは、これより、議案審議に入ります。議案第 4 号を議題とします。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 4 号 高岡市農地参考賃借料についてご説明いたします。

農地法第 52 条の規定に基づく農地の賃貸借料情報の提供を行うにあたり、農地参考賃借料を定めることについて、承認を求めるものです。

平成 21 年度の農地法の改正により標準小作料制度は廃止され、改正農地法第 52 条により、農業委員会は農地の賃借料情報の提供を行うものと規定されています。

賃借料の算定については、令和 7 年の利用権設定及び中間管理事業による賃貸借契約の実績に基づき行っております。なお、特別の事情の下で地域の平均に比べて著しく高額あるいは低額なものが含まれることから、一旦、全賃借料データの平均値を求めて、70%を超える額又は下回る額は除いております。

これらを踏まえて計算を行い、平均額、最高額、最低額を算出しました。下記の表をご覧ください。高岡市全体での件数は 892 件、平均額 5,939 円、最高額 10,000 円、最低額 2,000 円となっております。

旧高岡市の区域、旧福岡町の区域の内訳、地区別積算データについては、記載のとおりです。

別途配布しました資料No.1 をご覧ください。資料No.1 には、全体及び地区別の前年比データ表をお示ししております。

ご承認いただいた場合、3 月に作成する「農業委員会だより」のほか、今後、ホームページや、市民と市政 5 月号で周知することとしております。

以上、農地参考賃借料につきまして、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですので、この案件について、原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手]

賛成多数と認めます。
よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長 次に、議案第5号を議題とします。
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号 高岡市農作業参考料金についてご説明いたします。

農作業参考料金は3年に1度の見直しを基本としており、直近では昨年に見直しておりますが、最近の農業機械価格等の高騰に鑑み、今年も改定することとしました。

まずは、別途配布しております資料No.2をご覧ください。算定方法の方針については、2に記載してあります。労働賃金に関しては別途、計算しており、(1)にその計算方法を記載しています。富山県農業会議の令和8年度への労働賃金指数が102.7と試算されております。変動率が2.7%であることから、高岡市においては、前回の労働賃金9,700円から2.7%引き上げ、100円未満を切り捨てて計算しております。結果、9,900円とするものです。

その他、水稻、麦、大豆のトラクター、コンバイン等の料金に関しましては、県内の状況に差が生じていないことから、富山県農業会議の料金を準用しております。これらの金額に関しましては、本年1月に開催された富山県農業会議常設審議委員会で承認を受けたものです。

ご承認いただいた場合、3月に作成する「農業委員会だより」のほか、今後、ホームページや、市民と市政5月号で周知することとしております。

以上、農作業参考料金につきまして、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

この案件について質疑やご異議ありませんか。

山崎委員 富山県農業会議から示された金額を参考として改定額を出されたとのことだが、農業機械料金はすべての項目で増加している。これらは同じ比率で上昇しているのか。

事務局 上昇率はそれぞれの農業機械作業によって異なっている。水稻のトラクター（耕起から代かきまでの一貫作業）が前年比 109.3%で最も低く、大豆のコンバイン（刈取り、脱穀）が上昇率としては一番高く、前年比 111.5%となっている。

矢後委員 この改定額は富山県農業会議から示されたものだが、J A高岡の料金の方が1割から2割近く安くなっている。富山県農業会議の標準額が高くなっているため、J A高岡の金額で受領している。

事務局 標準額については、必ずこの金額で契約しなければならないものではなく、参考価格となるので、実際の金額とは差が生じることもある。

議長 富山県農業会議の標準額は、各市町村の平均から算出しているもので、実態とは差が生じている。

山崎委員 なぜ上昇率に差が生じているのか。

事務局 料金に関しては、計算式があり、受託者負担の物財費（固定費・変動費）と人件費をもとに個別に算定している。それぞれの農業機械の金額や、作業内容が一概に同じではなく人件費で差が生じることなどから、一律に同率で増加しておらずバラツキが出ている。

山崎委員 例えば水稻のコンバインなら4条刈りを、麦のコンバインなら6条刈りを使っているということか。

事務局 例えば機械が大型になれば減価償却費、修理費、車庫費などが高くなるため、金額の算定に影響が生じてくる。

議長 その他に質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですので、この案件について、原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手]

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長 次に、議案第6号を議題とします。
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第6号 農地の権利移動についてご説明いたします。

今回は申請件数で3件、面積にして11,776.00㎡となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号1につきましては、現在渡人と受人で共有名義となっている農地について、持分の移転を行い、受人の単独所有とするものです。

以上3件につきましては、地区担当委員の方にも現地調査を実施していただいております。また、許可要件を満たしていると考えられるものでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

では、この案件について、原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手]

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長 次に、議案第7号を議題とします。
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第7号 権利移動を伴う農地転用についてご説明いたします。

今回は申請件数で2件、面積にして567.00㎡となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号2については、譲受人の妻が木工作家として家具などの作製を行

っていることから、材料の保管場所として自宅敷地を拡張し、資材置場とするものです。

以上2件につきましては、地区担当委員の方にも現地調査を実施していただいております。また、許可要件を満たしていると考えられるものでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

では、この案件について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手]

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

議 長

次に、報告第5号から第8号について、一括して報告いたします。
内容について、事務局より説明を行います。

事務局

報告第5号 市街化区域内の農地転用についてであります。

今回は申請件数で1件、面積にして1,671.00㎡となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

この案件については、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして、報告第6号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用についてであります。

今回は申請件数で11件、面積にして6,044.00㎡となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

同一案件は、申請番号2及び3の共同住宅建築、申請番号8及び9の共同住宅及びデイサービス建設となっております。

これらの案件については、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして、報告第7号 農地の賃貸借の合意解約についてであります。

今回は申請件数で11件、面積にして30,802.00㎡となっております。内容については次ページ以降に記載のとおりです。

続きまして、報告第8号 高岡市農用地利用集積等促進計画（中間管理事業に係る県公告分）について説明いたします。

今回の申し出は、212件です。期間別及び地区別の申請件数、面積は表のとおりです。個別の申し出内容については、22ページ以降に記載しております。

38ページの申請番号135について、借受予定者の経営面積が0㎡となっておりますが、借受予定者は以前からこの農地に権利設定をしている方です。相対の利用権の契約期間満了後、中間管理事業へ移行するにあたり、空白期間が生じたため、経営面積が0㎡となっております。

同じく38ページの申請番号136は今回が初めての権利設定となります。借受予定者は、令和7年3月に青年等就農計画の認定を受けており、水稻に取り組む計画となっております。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

今回の利用権設定及び中間管理事業を反映した流動化率は、49ページに記載のとおり41.83%となっております。

以上で報告の説明を終わります。

議長 これらの案件について質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので報告については承認することといたします。
本日の議案審議は終了いたしました。

議長 以上をもちまして、第22回高岡市農業委員会総会を閉会いたします。

令和8年2月9日

議事録署名

議事録署名